

## 青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 制定理由

介護保険法第 124 条の 2 第 1 項の規定に基づき、低所得者の介護保険料を減額するため、介護保険料の改定をするものである。

### 2 改正内容

#### (1) 低所得者に係る介護保険料の軽減

介護保険法の一部改正により、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、低所得者に係る保険料の減額賦課を行うことが可能となったことに伴う改正をしようとするものである。

##### ○政令で定める基準

第 1 段階の基準額に対する割合 (0.5) から 0.05 を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を基準額に乗じて得た額

##### ○市の対応案

政令の定める基準の上限まで減額賦課を行う。

$(0.5 - 0.05) \times 76,732 \text{ 円} = 34,500 \text{ 円}$  (100 円未満切捨て)

段階	対象者	改正前		改正後	
第 1 段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給者</li> <li>・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税のかた</li> <li>・前年の「課税年金収入+合計所得金額」が 80 万円以下で、世帯全員が市 (区町村) 民税非課税のかた</li> </ul>	<u>0.5</u>	<u>38,300 円</u>	<u>0.45</u>	<u>34,500 円</u>

※改正内容の詳細については別紙を参照

### 3 施行期日

公布の日 (平成 27 年度分の介護保険料から適用)